

合理的配慮の提供事例報告書【中学校】

事例の概要

小学校5年時より通級による指導を受ける。6年時より、通級による指導でDAISY教科書を使用している。

中学校に進学後も通級による指導で、DAISY教科書を使用している。

生徒Cから「通常の教室の学習においてDAISY教科書を使用したい。」との申し出がある。

保護者も生徒Cの希望を叶えたいという意向を明確に示される。

校内委員会、学年会及び職員会議等で、タブレット型端末の持参や使用ルール等について共通理解を図る。

通常の学級で、個人のタブレット型端末でDAISY教科書を使用することについて保護者・学校とで合意形成に至る。

1 対象生徒の障害種

2 障害の程度

※学校教育法施行令22条の3に該当か非該当か

3 在籍状況

4 学年

5 対象生徒の実態

A市B中学校2年生のC生徒 WISC-IV(H27.5) FSIQ:80

知的な発達に遅れはないが、読み書きが苦手である。漢字の読みだけでなく、拗音の発音に困ることがある。そのため、音読より黙読を好む。画数の多い漢字は、拡大をして見るとわかりやすくなる。漢字練習は、「単語で反復練習しても自分には意味がない」「短文中で練習した方が覚えられると思う」「青ペンで書いたらできる感じがする」など、自分がどうした方が学びやすいかを通級指導教室では話すことができる。しかし、言葉で表現することや話をまとめることへの苦手意識が強く、人前や、あらたまった話し方を求められる場面は、極力避けたいと思っている。指定された以外の学習用具を教室で使用することには抵抗がない。自分に必要かどうかで決めている。(例:漢字練習150字×1ページ→84字×2ページ)(例:原稿用紙 B4→A3)

状況理解やコミュニケーションに課題がある。「他者から見て、どう見えるか。」といったことに無頓着である。

このことは、学習用具の選択についてはプラスに働いている。行動上の問題が生じた時は、背景要因の1つだと推測する。注意集中を持続することに苦手意識がある。「面倒くさい」が口癖である一方で、「適当に済ます」ことにも抵抗がある。

6 対象生徒についての合意形成に至るまでの経緯

(1 誰からの申し出か 2 申し出の内容 3 連携、調整した関係機関 4 合意形成に至った結論)

(1) 中学1年

1学期に、生徒Cから、通級指導担当教員に教室で使いたい旨の申し出がある。通級指導担当教員は校内委員会に報告し、生徒Cの意向は一定理解を得た。課題としては、貸し出し用のタブレット型端末がないこと及び、タブレット型端末を教室に持ち込むことによる、周囲への影響への懸念が挙げられた。

2学期には、生徒Cから、通級指導担当教員に、DAISY教科書の方が文字が見やすい(濃い)こと、漢字の拡大ができることのメリットを学校長に頼んでほしい旨の相談がある。保護者が学校長と話をする機会があった。

(2) 中学2年

再度、通級指導担当教員が、校内委員会で、通常の学級でのタブレット型端末使用について提案を行う。希望すれば、通常の教室で個人のタブレット型端末でDAISY教科書を使用できるよう環境を整えることを共通理解できた。

家庭がタブレット型端末を購入する。

保護者と担任及び通級指導担当教員が面談を実施した。保護者の意向と学校のルール等について、話し合い、学校滞在時にゲーム、SNS等のアプリが起動しないよう設定することで合意した。

7 基礎的環境整備の視点と概要

基礎⑦ 個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導

A市については通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校など多様な学びの場が設定されている。C生徒については、小学校より通級による指導を受けてきており、その中で支援が合理的配慮に繋がっている。

基礎② 専門性のある指導体制の確保

B中学校については、通級による指導の拠点校として、通級指導担当教員が配置されている。通級指導担当教員については、特別支援教育コーディネーターを兼ねており、専門的知識から、保護者への助言などを行うことで、保護者の相談ニーズに応えている。

8 合理的配慮の観点と概要

合理①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

生徒Cについては、通級による指導の経験から、DAISY教科書を通常の学級で活用することが、自らの学習理解を助けることに繋がることを認識し、通級指導担当教員へ申し出た。このことから、保護者のタブレット型端末の入手や諸手続き、教員のタブレット型端末の校内でのルールの検討や支援としての有効性の共通理解、生徒への理解の促進などを経て、本人が希望すれば、通常の教室で個人のタブレット型端末でDAISY教科書を使用できるよう環境を整えることを合理的配慮として提供するに至った。
このことにより、DAISY教科書（やその他の学習アプリ）が、学校の学習時間のみに留まらず、必要に応じて家庭でも使えるようになり、学校での学習と家庭学習の学び方の連続性が担保された。

合理①-1-1 学习上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

生徒Cについては、読み書きに関する課題が大きいのが現状である。通級による指導を活用していることから、特別な教育課程を編成しているものの、自立活動以外の教科等については、通常の学級の内容及び進度で学んでいっている。
中学2年生の学習内容であるから、読みの課題が生徒Cにとって、他の生徒よりも時間を要する原因となっていた。DAISY教科書の活用により、国語科等における教材文の把握及び内容理解の促進につながった。

9 成果と課題

<成果>

通級による指導の経験が本人の障害認識に繋がり、必要な支援の申し出に繋がった。学びの場の連続性が生徒Cの障害認識の一助になったことが推察される。

この件を受けて校内においても、教員及び他の生徒の両方において、合理的配慮の認識が広がった。

生徒Cにとっては、学校の学習時間と家庭の両方において、学習への抵抗感の軽減につながった。

<課題>

生徒Cが家庭にも持ち帰っているため、タブレット型端末を忘れてしまうこともある。通級による指導用のものが学校にあるが、貸与することが常態化することは適切でないことから、忘れずに持ってくる習慣を確立することが必要不可欠である。

タブレット型端末については、メーカーや種類によりDAISY教科書や関連アプリケーションの対応の可否が違ってくる。保護者に準備いただくうえで負担になる可能性も含んでいる。